

専決処分の報告について

1 報告件名

上告及び上告受理申立て

2 専決処分の内容

東京高等裁判所による令和元年9月12日付け判決（下記3(2)を参照）は、容認することができないため、令和元年9月17日付けで専決処分をし、最高裁判所に対して、上告及び上告受理申立てをしたものである。

3 事件の概要及び判決の要旨

(1) 事件の概要

板橋区は、被上告人兼相手方が行った公文書の情報公開請求に対して、当該公文書の一部は東京都板橋区情報公開条例（以下「条例」という。）に定める非公開情報に該当するとして、公文書の部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

これに対し被上告人兼相手方は、本件処分のうち非公開とされた部分は非公開事由には該当せず、板橋区が故意又は過失により条例に違反した本件処分を行ったことで精神的損害を受けたなどと主張して、慰謝料10万円の支払いと本件処分の取消しを求めて訴えを提起したものである。

(2) 判決の要旨

ア 控訴人（板橋区）は、被控訴人（被上告人兼相手方）に対し、5万円＋利息5%（H29.12.11～支払済みまで）を支払え。

イ 本件処分の一部を取り消す。

ウ 訴訟費用は、20分の1を控訴人（板橋区）の負担とし、20分の19を被控訴人（被上告人兼相手方）の負担とする。

4 参考（第一審である東京地方裁判所が下した判決の要旨）

(1) 被告（板橋区）は、原告（被上告人兼相手方）に対し、1万円＋利息5%（H29.12.11～支払済みまで）を支払え。

(2) 本件処分の一部を取り消す。

(3) 訴訟費用の10分の9は被告（板橋区）の負担とし、10分の1は原告（被上告人兼相手方）の負担とする。

板橋区は、当該判決を不服として、平成31年1月10日付けで控訴を提起していた。